平成２５年（フ）第６２５号
札幌市清田区平岡２条１丁目９番３号
破産者　有限会社アール・アンドクリエイティブ
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
北海道浦河郡浦河町荻伏町39番地の８
破産者　澁谷千佐枝
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
山形県東村山郡中山町大字長崎2320番地の３
破産者　株式会社松田商店
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７５号
栃木県那須郡那珂川町小口27番地１
破産者　川上　作雄
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第１８４号
三重県四日市市笹川３丁目93番地７
破産者　水谷　年雄
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３７号
名古屋市千種区若水３丁目３番３号　ストーク若水３Ｂ号、開始決定時の住所三重県尾鷲市向井372番地４
破産者　岩本みどり
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２５年（フ）第４５１５号
大阪府守口市大庭町２丁目23番３号
破産者　株式会社ケイ・モード
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５７号
大阪府東大阪市高井田西２丁目１番３号
破産者　株式会社ファミリーケア・サポート
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１０８号
大阪府門真市寿町18番11号
破産者　株式会社ＮＥＸＴ創建
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２８１号
大阪府守口市八雲東町２丁目82番３号
破産者　有限会社大庭酒販店
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３３７号
大阪市都島区東野田町４丁目５番４号
破産者　有限会社アミジマ
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４８５号
大阪市西淀川区柏里１丁目10番４号
破産者　株式会社ニッコー
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５１５号
大阪市中央区南船場２丁目６番21号
破産者　株式会社ブライトン
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９０号
大阪府東大阪市荒本新町２番36号
破産者　リブネット株式会社
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２０号
大阪府東大阪市古箕輪１丁目４―２
破産者　株式会社プログレス
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２１号
大阪府東大阪市古箕輪１丁目４―２
破産者　株式会社禅コーポレーション
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９号
大阪市淀川区西中島４丁目９番22号
破産者　有限会社シーエムエル
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２４１号
堺市南区竹城台１丁１番２号
破産者　有限会社ダックスファミリー
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６２５号
岡山市中区関173番地13
破産者　ｉ―Ｂｒｅａｋｔｈｒｕ有限会社
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２６号
岡山市中区関173番地13
破産者　梶原　基史
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２８号
岡山市中区神下127番地７　ハウス21―202号室
破産者　梶原　享子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８８号
岡山県倉敷市児島上の町１丁目10番10号
破産者　中田　仁士（旧姓福原）
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部